

大阪体育大学における障がいのある学生支援の基本方針

H30.1.15 大学評議会

大阪体育大学は、障がいのあるなしに関わらず、学生が相互に人格と個性を尊重し豊かな学生生活をおくることができるよう、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、次の基本方針のもと、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）、その他の心身の機能に障がいのある学生に合理的配慮に基づく支援を行う。

－ 基本方針 －

1. 障がいのある学生本人の申し出のもと、本人と大学とが建設的対話を行い、支援の実施に伴う負担が過重でない範囲で、可能な限りの合意形成と共通理解を図り支援を提供する。
2. 障がいによって修学機会を断念することのないよう、相談体制や対応、施設の整備に努めると共に、これまで提供されてきた支援内容や方法の円滑な引き継ぎを行う。
3. 障がいのある学生の修学について教育環境の調整を行い、よりよい学びが提供できるよう支援する。
4. 障がいのある学生への入試、就職および進学に関して、早い段階から情報や機会を提供できるよう支援する。
5. 障がいのある学生が安心して学生生活を送ることができるよう、支援者の養成と配置に努める。
6. 障がいのある学生が、安全かつ円滑に学生生活を送れるよう、施設・設備のバリアフリー化の促進に努める。
7. 障がいのある学生の理解や支援の在り方について、教職員や学生を対象として、研修機会の提供と確保に努める。
8. 障がいのある学生への不当な差別的取り扱いや障がいを理由としたハラスメントの防止に努め、解決のための相談や調整を行う。
9. 障がい学生支援委員会を中心に、教職員、各部署が連携し障がいのある学生への支援を行う。